

一般社団法人日本スクエアダンス協会
北海道統括支部 旅費規程

改定 2024年7月6日

- 第1条 この規程は一般社団法人日本スクエアダンス協会北海道統括支部(以下「本統括支部」という。)における旅費について必要な事項を規定する。
- 第2条 この規程に定める旅費の種類。
(1) 交通費、(2) 宿泊料 (3) 前泊料、後泊料
- 第3条 本統括支部が主催する会議等に出席した場合は、交通費を支払うものとする。
- 第4条 支部が主催する会議等とは。
(1) 幹事会 (2) 支部役員会 (3) 各委員会 (4) その他本統括支部が必要と認めた会合。
- 第5条 交通費支払いの対象とする交通機関等は
(1) JR (2) バス (3) 地下鉄 (4) 自家用車(札幌市内、及びその近郊での使用に限る。) (5) 自転車、徒歩、その他。
なお、タクシー使用は原則支払の対象としない。
- 第6条 交通費の金額
(1) 前条(1)、(2)、(3)については実費とする。
ただし、上記の(1)～(3)のいずれかを併用した場合はその合算額とする。
(2) 前条(4)、(5)については一律 500 円とする。
(3) 前条(1)JRを利用する場合、100km を超えるときは領収書を添付することとする。
- 第7条 会議等をパーティー、及び支部ジャンボリーに併せてその会場で開催する時、そのパーティー等に参加している者が会議に出席する場合には交通費を支払わないこととする。
- 第8条 役員および幹事等が渉外で交通機関を使用した場合は、その実費を支弁する。
ただし、マイカー使用、及び他の手段による場合は第 6 条(2)とする。
- 第9条 役員および幹事等が本統括支部の用務で道内を旅行する時は交通費を、また宿泊を要する時は、宿泊料(実費)を支払う。ただし、交通費(JR)とホテルがセットになったパックを利用する時はパック代金を旅費として支払う。
交通費は自宅の最寄りの駅から会場の最寄りの駅までの公共交通機関利用とする。
- 第10条 役員および幹事等が本統括支部の用務で道外へ旅行する時は航空運賃、宿泊料および交通費を支払う。なお、航空機の使用にあたっては最も経済的な航空運賃(早割り運賃等)によること。ただし、航空賃とホテルがセットになったパックを利用する時はパック代金を旅費として支払う。

交通費は自宅の最寄りの駅から会場の最寄りの駅までの公共交通機関利用とする。

第11条 第9条、第10条において旅行時間が用務の開始に間に合わない場合は前泊を、また、用務終了が旅行開始時間に間に合わない場合は後泊をすることができることとする。

なお、前・後泊料が道外の場合は 5,000 円とし、道内の場合は 3,000 円とする。
前・後泊については事前に支部長の承認を得ることとする。

第12条 交通費支弁を伴う会議を開く場合は事前に支部長の承認を得ること。

附則

第1条 この規程の制定日及び改定日は次のとおりとする。

制定日 平成20年7月12日

改定日 平成23年7月10日 平成23年4月1日から適用する
一部改定 第6条(3)

改定日 平成24年4月22日 一部改定 第2条、第11条

改定日 2024年7月6日 一部改定 第9条、第10条